

○「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正について（平成24年3月30日障発0330第12号）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障発0330第12号 平成24年3月30日 一部改正 障発0329第20号 平成25年3月29日</p>	<p style="text-align: right;">障発0330第12号 平成24年3月30日</p>
<p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>
<p style="text-align: center;">児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の18第3項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）については、本年2月3日厚生労働省令第15号をもって公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p>	<p style="text-align: center;">児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の18第3項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）については、本年2月3日厚生労働省令第15号をもって公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p>
<p>第一 (略) 第二 (略) 1 事業者指定の単位について (1)・(2) (略)</p>	<p>第一 (略) 第二 (略) 1 事業者指定の単位について (1)・(2) (略)</p>

(3) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合の取扱いについて

同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合については、一の指定障害福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱うこと。また、同一法人による複数の事業所が複数の指定通所支援を異なる場所で実施する場合は、次の①及び②の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことが可能である。ただし、平成24年3月31日において指定を受けている事業所が障害児通所支援事業所へ移行する場合であって、移行後においても、それぞれの事業所ごとに運営が完全に独立しているときは、それぞれの事業所として取り扱うことができる。なお、独立した事業所としての判断基準は③のとおりである。

① 人員及び設備に関する要件

ア それぞれ利用定員が5人以上であること。

イ 異なる場所で行う事業所間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと

② 運営に関する要件

ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、異なる場所で行う事業所間で相互支援が行える体制（例えば、従業員が急病の場合等に、もう一方の事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、事業所の会計が一元的に管理されていること。

③ 独立した事業所としての判断基準

ア サービスの提供が一体的に行われていない。

イ 事業所ごとに必要とされる従業員が確保されている。

ウ 事業所ごとに必要な設備が備えられている。(ただし、

(3) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合の取扱いについて

同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合については、一の指定障害福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱うこと。また、同一法人による複数の事業所が複数の指定通所支援を異なる場所で実施する場合は、次の①及び②の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことが可能である。

① 人員及び設備に関する要件

ア それぞれ利用定員が5人以上であること。

イ 異なる場所で行う事業所間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと

② 運営に関する要件

ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、異なる場所で行う事業所間で相互支援が行える体制（例えば、従業員が急病の場合等に、もう一方の事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、事業所の会計が一元的に管理されていること。

レクリエーション等を行う遊戯室など、サービス提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。

2・3 (略) 用語の定義(基準第2条)

第三 児童発達支援

1 (略)

2 設備に関する基準

(1) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く)に係る設備(基準第9条)

指定児童発達支援事業所とは、指定児童発達支援を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、障害児の利便のため、障害児に身近な社会資源(既存施設)を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定児童発達支援を提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。

(2) (略)

3 運営に関する基準

(1)～(25) (略)

(26) 運営規程(基準第37条)

基準第37条は、指定児童発達支援の事業の適正な運営及び障害児に対する適切な指定児童発達支援の提供を確保するため、同条第1号から第12号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定児童発達支援事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

①～⑥ (略)

⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項(第11号)

「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)において、障害児虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定児童発達支援においても、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ

2・3 (略) 用語の定義(基準第2条)

第三 児童発達支援

1 (略)

2 設備に関する基準

(1) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く)に係る設備(基準第9条)

指定児童発達支援事業所とは、指定児童発達支援を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、障害児の利便のため、障害児に身近な社会資源(既存施設)を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定生活介護を提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。

(2) (略)

3 運営に関する基準

(1)～(25) (略)

(26) 運営規程(基準第37条)

基準第37条は、指定児童発達支援の事業の適正な運営及び障害児に対する適切な指定児童発達支援の提供を確保するため、同条第1号から第12号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定児童発達支援事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

①～⑥ (略)

⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項(第11号)

「虐待の防止のための措置」については、「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日付け当職通知)により、施設における虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について、地方自治体に向け技術的助言を行っているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定児童発達支援においても、障害児に対する虐待を、早期

運営規程に定めることとしたものである。具体的には、  
ア 虐待防止に関する責任者の設置  
イ 苦情解決体制の整備  
ウ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。

⑧ (略)  
(27) ~ (41) (略)

#### 4 基準該当通所支援に関する基準

##### (1) 従業者の員数（基準第54条の2）

###### ① 指導員又は保育士

基準該当児童発達支援事業所に置くべき指導員又は保育士については、指定児童発達支援（児童発達支援センターで行う場合を除く。以下4において同じ。）と同趣旨であるので、第三の1の（1）の①を参照されたい。

###### ② 児童発達支援管理責任者

児童発達支援管理責任者については、指定児童発達支援の場合とは異なり、「専任」とする必要はなく、基準該当児童発達支援の他の職種の従業者と兼務をして差し支えないものである。

###### ③ 基準該当児童発達支援の単位

基準該当児童発達支援の単位については、指定児童発達支援と同趣旨であるので第三の1の（1）の④を参照されたい。

##### (2) 設備（基準第54条の3）

「指導訓練室」については、指定児童発達支援の場合とは異なり、必ずしも独立した部屋として確保する必要はないが、少なくとも訓練等を行う時間帯を通じて、利用者に対する基準該当児童発達支援の提供に支障がないスペースを確保する必要がある。

##### (3) 利用定員（基準第54条の4）

基準該当児童発達支援の利用定員については、指定児童発達支援の場合と同趣旨であるので、第三の3の（1）を参照されたい。

##### (4) 準用（基準第54条の5）

に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、  
ア 虐待防止に関する責任者の設置  
イ 苦情解決体制の整備  
ウ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。

⑧ (略)  
(27) ~ (41) (略)

基準第54条の5により、第4条、第7条及び前節（第11条、第23条第2項及び第4項、第24条、第25条第1項、第31条、第33条、第46条並びに第51条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について、準用されるものであることから、第三の3の（2）から（12）、（14）から（19）、（21）、（23）から（33）、（35）から（41）を参照されたい。

（5）指定生活介護事業所に関する特例（基準第54条の6）

指定生活介護事業所が、その地域において、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）が少ないなど、指定児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して、指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。

① 指定生活介護事業所の従業者の員数が、基準該当児童発達支援を受ける利用者の数を含めて当該指定生活介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

なお、指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所に配置するサービス管理責任者に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される児童発達支援管理責任者研修（1 児童発達支援管理責任者に関する講義を除く。）の受講を促し、研修終了者が指定生活介護事業所を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。

② 障害児入所施設その他関係施設から、指定生活介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

（6）指定通所介護事業所に関する特例（基準第54条の7）

介護保険法による指定通所介護事業所が（5）と同様の理由により、障害児に対して、指定通所介護を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。

① 指定通所介護事業所食堂及び機能訓練室の面積が当該指定通所介護事業所の利用者の数と基準該当児童発達支援を受ける利用者の数と基準該当児童発達支援を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が平方メートル以下である

こと。

② 指定通所介護事業所の従業者の員数が、基準該当児童発達支援を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

なお、指定通所介護事業所は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者は指定通所介護事業所の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。

③ 障害児入所施設その他関係施設から、指定通所介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

#### 第四 (略)

#### 第五 放課後等デイサービス

1～3 (略)

4 基準該当通所支援に関する基準

(1) 従業者の員数（基準第71条の2）

基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の4の(1)を参照されたい。

(2) 設備（基準第71条の3）

基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の4の(2)を参照されたい。

(3) 準用（基準第71条の4）

第71条の4により、第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条まで、第54条の6、第54条の7、第63条、第65条、第69条及び第70条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業につ

#### 第四 (略)

#### 第五 放課後等デイサービス

1～3 (略)

いて、準用されるものであることから、第三の3の(1)から(12)、(14)から(19)、(21)、(23)から(25)、(27)から(33)、(35)から(41) ((38)の②を除く。)、第三の4の(5)から(6)、第四の3の(5)、を参照されたい。

第六・第七 (略)

第六・第七 (略)